

遺跡のあり方と伝える手立て—京都府宇治市の事例—

THE CONCEPT OF ARCHAEOLOGICAL SITES AND HOW TO PROTECT THEM:
A CASE STUDY OF UJI CITY, KYOTO PREFECTURE

杉本 宏 (京都芸術大学)

SUGIMOTO HIROSHI (KYOTO UNIVERSITY OF THE ARTS)

遺跡の価値 / VALUE OF ARCHAEOLOGICAL SITES
重層性 / MULTILAYERED 多様性 / DIVERSITY
文化的景観 / CULTURAL LANDSCAPES

1. はじめに

この報告では、宇治市が昭和50年代から現在まで、どのように遺跡を保護してきたかについて時系列的に追いながら、その保護の手立ての変化について概略を述べるとともに、これに立ち会ってきた私自身の「遺跡観」の変化を述べようと思う。

私は昭和56年（1981）11月に宇治市教育委員会に嘱託文化財調査員として採用され、昭和58年度に文化財専門職員として宇治市に入庁した。宇治市最初の文化財専門職であった。歴史資料館や都市整備部への異動を経験したが文化財保護行政を一貫として担当した。平成26年度で市役所を定年退職し、その後に現職となる。この35年弱の宇治市在職期間中に、文化財保護をめぐる環境は次第に大きく変化していった。大学で考

古学を学んでいたころには、全く予想できなかった現在の文化財保護の姿がある。

2. 宇治市の史跡と埋蔵文化財

宇治市は京都市の南東に接し、京都駅からJR奈良線の快速で16分程度の距離にある。人口18万人を数え、面積は67.9km²。市域の東半部は琵琶湖に続く山間域であり市域の6割を占め、西半部は昭和16年（1941）に干拓が完了した旧巨椋池の広大な水田地帯と住宅地が展開する低丘陵地となり、市域中央を宇治川が貫流している。この宇治川が山間部から流れ出す谷口部が狭義の「宇治」であり、古くからの宇治の市街地が形成されている。

昭和26年（1951）の市制施行時、新生宇治市は人口



図1 宇治市の上空写真（南から、地理院地図より作成）

3万8千人。産業は化学繊維工業はじめ、伝統的な茶産業そして観光が主体である。市域にJR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の3鉄道路線が通ることもあって交通の利便性が高く、市制施行後は京都・大阪のベットタウンとしての住宅開発が進む中で、急激な人口増をたどり市街地を拡大してきた。しかし、バブル崩壊後の平成7年（1995）に人口18万人を超えたあたりで開発と人口増は鈍化し、平成22年（2010）の19万3千人を頭に人口減少に転じた。現在、年当たり約1,300人の人口減が続いている。

市域の文化財は、国宝の平等院鳳凰堂・宇治上神社本殿をはじめ54件の国宝・重用文化財、6件の記念物指定などが宇治地域に集中的に所在する（表1）。

埋蔵文化財数は、昭和56年当時、『京都府遺跡地図』に記載される47か所であったが、その後の遺跡分布調査や開発工事にともなう遺跡発見などが積み重なり、平成12年（2000）に宇治市教育委員会が刊行した『宇治市遺跡地図（改訂版）』では172遺跡に増加した。この周知の埋蔵文化財の総面積は473haに及び市域平野部の27%に該当することになる。

全国的にそうであったように、昭和50年代後半から市域の開発増加と周知の埋蔵文化財の増加とあいまって、開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が宇治市文化財保護行政の大きな課題として急速に浮かび上がってくることになる。

表1 宇治市の記念物系指定・選定文化財

| 指定種別 | 名称 | 指定・選定年 | 備考 |
|-----------|----------|--------|------------------------|
| 1 史跡及び名勝 | 平等院庭園 | 大11 | 平安後期、浄土庭園 |
| 2 史跡 | 隼上り瓦窯跡 | 昭61 | 飛鳥時代、明日香豊浦寺瓦窯跡 |
| 3 史跡 | 宇治川太閤堤跡 | 平21 | 文禄3年(1594)豊臣秀吉築造 |
| 4 重要文化的景観 | 宇治の文化的景観 | 平21 | 宇治市街地、宇治川等228.5ha |
| 5 名勝 | 宇治山 | 平30 | 宇治川東岸部山丘 |
| 6 史跡 | 宇治古墳群 | 平30 | 宇治二子山古墳、五ヶ庄二子古墳、(瓦塚古墳) |

3. 宇治市の遺跡保護の過程

宇治市文化財保護行政での遺跡保護の流れを、大まかにまとめておく。

（1）時折発掘の時代（昭和56年まで）

昭和56年11月に私が宇治市に入る前の状況は、『京都府遺跡地図』に登録される遺跡で開発行為が行われる場合、教育委員会から考古学を知る高校の教員に依頼して事前の発掘を行っており、古墳などの視覚的に認識できるものについては、公園などの公共用地の中に保存するなどの対策を行っていた。出土品についても宇治市指定の文化財に指定するなどの行為を行ってきている。その点においては、遺跡の保護という意識は行政にあつたし、一定程度機能していたといえる。しかしこの時期の課題は、そもそも遺跡認識の少なさにある。『京都府遺跡地図』に登録された遺跡の内容は、基本的に古墳・古代寺院跡・遺物単独出土地が主であった。現地に行けば地形的に視覚的に確認でき、あるいは古瓦などの遺物散布が認められる、昔から知られていた場所である。記録に伝えられる、あるいはあぜ道や畠に見つかる土器の小破片から予測される、水田や市街地の地下に存在するはずの古代・中世集落跡等については、行政・専門家を含めまったく意識化されていなかった。遺跡の一般認識とはそういう時代であった。市域西部の開発は昭和40年代には始まっており、この頃、どの様な遺跡がどのくらい未調査で消滅したかは知るすべもない。

（2）緊急発掘の時代（昭和56年から平成15年くらい）

昭和54年（1979）あたりから、市の東部丘陵での大型宅地開発が始まっていく。周辺の市から見ると10年ほど遅れての開発となる。これは宇治市東部を通る鉄道が、京都から大回りをしながら奈良へと続くJR奈良線と宇治駅を終点とする京阪宇治線であり、利便性の高い市域西部の巨椋池干拓地を通じてゆく近鉄京都線の沿線の開発が先行していた。

次々と開発計画が提出されてくる中で、市域での周知の埋蔵文化財の少なさは実態と乖離しているのではないかとの疑問が行政内で出始め、京都府教育委員会の助言もあって大型開発にあたっては開発事業者の協

力の中で事前の試掘調査を実施してゆくことになる。公社公団関係の東部丘陵の大型事業については、新設された財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターがすでに発掘調査に入っており、弥生後期の高地性集落や奈良時代の集落などを見つけ始めていた。

この経過の中で、大学出たての私は宇治市最初の嘱託文化財調査員として市に赴くこととなる。待っていた発掘は、数十ha規模の低丘陵での大型民間住宅開発に伴うものであった。遺跡の存在は不明だが、京都府教育委員会の近隣の試掘で瓦片と炭層が確認されていた。そして1年に及ぶ期間と相応な経費を費やした発掘調査で、丘陵斜面で飛鳥時代の瓦窯跡4基と付属する造瓦工房跡が発見されることとなる。明日香村にある蘇我氏創建の豊浦寺に創建瓦を供給していたことが判明し、隼上り瓦窯跡と命名された遺跡であり、新聞紙上でも大きく報道された。この宇治市教育委員会が主体となって初めて実施した発掘調査での経験は、宇治市の文化財保護行政に大きな衝撃を与えることになる。一つは、日本史的に重要な遺跡が知られないまま市内に存在している事実を突きつけられ、市内の遺跡の実態把握が早急に必要になったこと、一つは臨時的な体制で発掘調査を行うのではなく、行政が主体となって発掘調査が常時実施できる体制の整備が必要であること、もう一つが遺跡の保存はかなり困難な作業を伴うことである。隼上り瓦窯跡の重要性と保存の必要性は調査期間中から各方面から指摘されており、教育委員会も史跡指定への取り組みを始めることとなるが、公有化による史跡指定が当時はかなりハードルの

高いことを知ることになる。すなわち、この当時の史跡指定への進み方としては、史跡指定に必要な範囲の土地を自前で確保した後、史跡指定への道が開けるという段取りであった。公有化前提の史跡指定の具申は受け付けない、というものだ。このため、宇治市は事業者との協議を通じて都市公園内での遺跡保存を探りつつ、それに伴う市道の計画変更や事業者からの土地の一部寄付を依頼してゆくことになる。これに数年を費やす中で、都市公園内に遺跡を保存した形で昭和61年（1986）に史跡指定を受けることになったが、行政内部に遺跡と文化財保護行政に対するネガティブイメージを植え付けることになったのは否めない。

この後も、大型の宅地開発に伴う発掘調査が続いてゆく中で、事前の発掘調査をかなり過密スケジュールの中でこなしてゆくことになる。バブル崩壊後は大型開発こそ息をひそめていったものの、公共工事やマンション建設に伴う発掘が続いてゆくことになる。遺跡地図については、昭和60年頃に一枚刷りのものを作製した。この段階で集落跡を含め120遺跡程に増加していた。そして平成12年の改訂で172遺跡となっている。人員も3名体制へと進んでゆく。この期間に実施した発掘調査では、7世紀後半の古代寺院跡や6世紀の40m級前方後円墳、あるいは埴輪窯などその存在が知られなかった貴重な遺跡が相次いで見つかってゆくことになるが、いずれも調査後に消滅することになる。

どこもがそうであったように、ひたすら開発に伴い遺跡の発掘調査をし、遺跡は消えていった時代である。発掘調査の成果は、報告書なり資料館の展示なり専門家が集まる研究会で発表されてゆくことになる。遺跡の未来より、発掘調査の成果が何かしらもてはやされた時代である。そういうことが遺跡保護の仕事だと思っていた時代である。

これらと並行して、平成2年（1990）から史跡及び名勝平等院庭園の保存整備が始まり、これに伴う発掘調査を平成14年（2002）まで実施してゆくことになる。また平成6年（1994）には平等院と宇治上神社が世界遺産「古都京都の文化財」の構成資産として登録されることになる。景観とか美的価値とか、遺跡とはおよそ縁のない視点と関係する文化財庭園の整備事業に取



図2 隼上り瓦窯跡発掘時の周辺景観（宇治市提供）

り組むことが、遺跡の価値とそのあり方について考えさせられるきっかけとなり、遺跡保護の仕方の変化へと繋がってゆくこととなる。

(3) 文化的景観と遺跡の関係(平成15年以降)

平等院と宇治上神社が世界遺産登録された翌年に、宇治の古くから町家が残る市街地の一角にマンションが建設され、平等院鳳凰堂背後の借景問題として大きくとり上げられることになる。これを契機に宇治市は景観保全の取り組みを始めてゆくことになる。そして、平成14年頃から再び宇治地区での建築の高層化が始まる。

宇治市街地は、かつての宇治郷がそのまま発展し、宇治郷が遺跡化したところであり、平安後期には平等院に隣接して藤原氏の別業邸宅が設けられた場所である。藤原道長や頼通をはじめ、藤原摶関家に関係する多くの邸宅が建てられていたことが記録に残る。市街地での開発の多くは、古い町家や茶商家宅あるいは銭湯などの昔ながらの建物敷地がマンションへと変化してゆくものであり、敷地面積はさほど広くないものの、建物ボリュームは格段に大きい。この事前発掘調査で、中世町家跡とともに平安時代中・後期の園池を伴う庭園跡や建物跡などが見つかってゆくようになる。発掘面積の制限から遺跡の全体は窺がえないが、遺構の内容、膨大な土師器皿の出土、中国産白磁の多さ、瓦の文様から、記録にある藤原摶関家の別業のどこかにあたっていることは間違いないことであった。日本歴史に直接関係する貴重な発見であるとしてよい。が、保存への道に進むには発掘範囲が部分的ではある。このような発掘が大小はあるものの続くようになる。

都市計画部局の景観保全の取り組みが進む中で、文化財部局としては文化庁からの勧めもあり、宇治地域の文化的景観選定の取り組みを都市計画部局と連携して始めることになる。基本は、世界遺産の平等院や宇治上神社の景観保全としての取り組み以上に、その基盤となる宇治地域の自然景観の美しさとそこで積み上げられてきた歴史・文化・営みの総体としての個性的な宇治の景観を文化財として価値化し、継承してゆくことになった。この取り組みの中で、遺跡に対する考え方方が少しく変化してゆくことになる。

文化財保護法の史跡・埋蔵文化財の規定に遺跡を落とし込めば、遺跡は考古学的に認識する歴史的痕跡となり、過去の出来事を理解する価値になると考えるし、一般的にもそのように意識されていると思う。いわば遺跡の価値は現在とはつながっていない、と思える。しかし、文化的景観の見方、すなわち現在の地域の姿に視点を置き、その由来、経過を積層する時間の流れの中で捉えようとするとき、遺跡は意味ある場所として骨格的景観の中の一部として理解できる。すなわち、遺跡そのものを見るには、発掘調査という手続きを踏まないと不可能だが、このように考えると遺跡はその意味を次の時代に伝えながら現在につながって見えており、と評価できることに気が付く。端的にいえば、京都市内の碁盤目道路や街区と平安京条坊遺跡との関係を思い浮かべればよい。平成21年（2009）に宇治市街地及び宇治川周辺の自然の228.5haが重要文化的景観「宇治の文化的景観」に選定されたが、ここではその景観を構成する要素として遺跡を挙げている。文化的景観では、遺跡の価値のあり方をどう考えるかがポ



図3 宇治市街地で発掘された平安期庭園（宇治市提供）

イントである。護り方については、この制度で直接的な保護ができるわけではないが、古くからの市街地が価値化されることにより開発ボリュームは必然的に低減され、遺跡の毀損は少なくなるはずであり、現実にそうなっている。間接的な遺跡保全が実現している。

この取り組みと重なって、遺跡保護関係でもう一つ大きな出来事があった。宇治川太閤堤跡の発見と史跡指定・公園整備である。宇治橋下流東岸の京阪宇治駅と宇治川とに挟まれた茶園・畑地の広い範囲が、区画整理されマンションと宅地造成される計画が進むこととなった。弥生時代から古墳時代にかけての集落遺跡であったため、事前の発掘調査を進めたところ、宇治川東岸堤防の東外側に400mほど続く護岸遺跡が埋没していることが発見された。石組の状況、埋没する状況や土器などの年代から、文禄3年（1594）に豊臣秀吉が築堤したいわゆる太閤堤の一部であることが判明した。現在の宇治橋から下流は、かつては巨椋池と呼ばれる広大な遊水地が広がっており、宇治川はこの池に注ぎこみ川筋はなくなっていた。この池内に堤防に

よって川筋を造りだし、新たに宇治川を伏見まで延長する大規模な工事である。この宇治川の太閤堤は現在も堤防として拡充されて使用されており、その内部に当初のものが残されていることは部分的には確認されていた。今回の発見場所は、文禄の築堤後、比較的早くに洪水により埋没し陸地化していた場所で、現在の堤防外に残されたものであった。このような治水施設は、その性格上、すぐに洪水等で破壊され、その都度修理されることが繰り返されるため、当初の形は失われていることが大半である。しかしながら今回の発見場所は、築造後すぐの洪水によって大量の土砂の自然堆積が促進されたところで、河岸に400mにわたって形成された洲に覆われてしまったことが理解された。埋没後は、畑や茶園として利用されたようで、発掘時もまだ生産茶園の部分が残されていた。

豊臣秀吉が行った治水遺跡が当時の姿を留めて、かなりの長さで発見されたことは大きな驚きであるとともに、治水土木技術の発展を理解するうえでも貴重な遺跡として、史跡として将来に伝える方向で取り組む

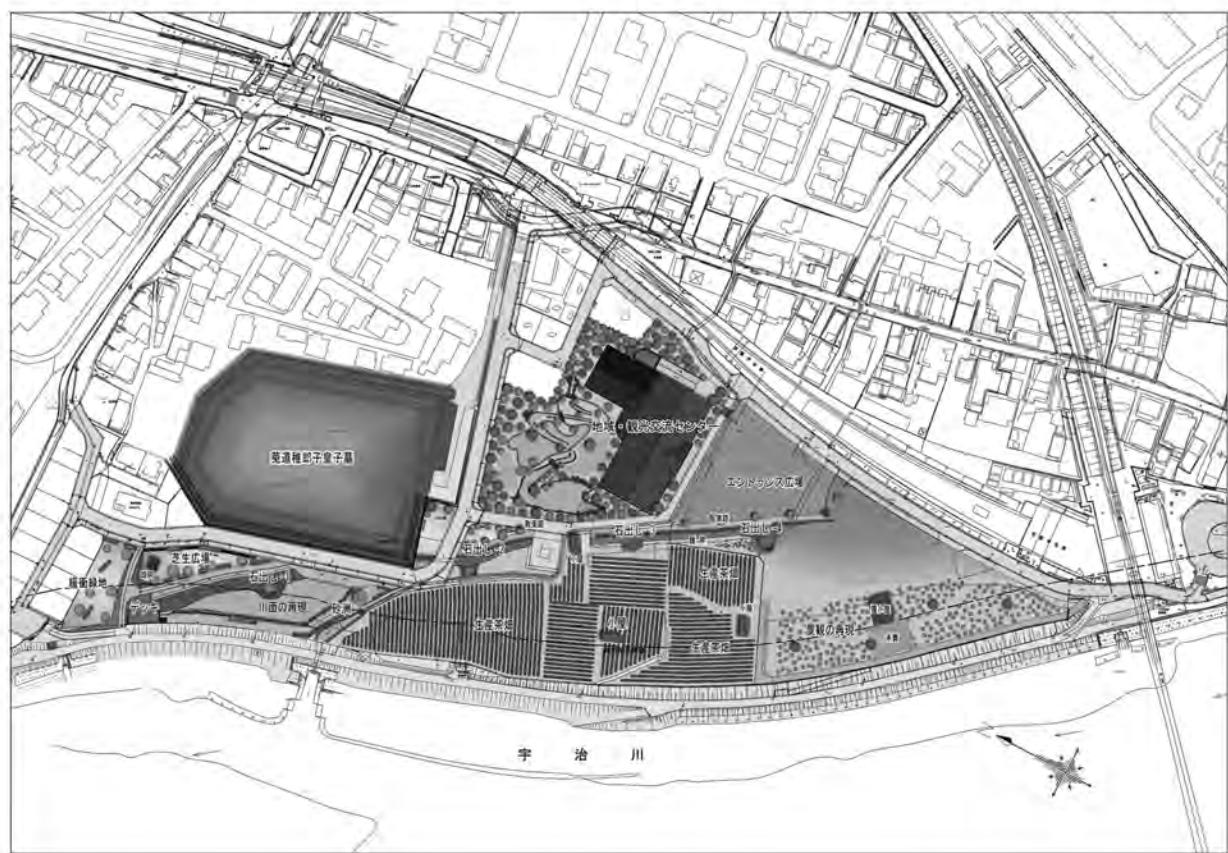


図4 史跡宇治川太閤堤跡歴史公園の整備計画（宇治市提供）

こととなった。ただし開発予定地内の史跡指定可能と思われる範囲は半分ほどで、残り半分について何か別の手立てを考える必要があった。ちょうど宇治地区については、文化的景観や景観計画の取り組みをしている最中のため、これら計画を抱え込みながら、「歴史まちづくり法」によって宇治地域の「歴史的風致維持向上計画」を策定し、太閤堤発見地区を拠点地区として整備する方針をたて、計画認定をいただくよう申請することとした。この結果、史跡宇治川太閤堤範囲は文化庁の支援の中で史跡整備を行い、史跡以外の部分については、国土交通省の支援の中で情報発信を担う観光交流施設と史跡公園と一体化した公園整備を行うこととなった。史跡整備では、発掘時の太閤堤跡整備ゾーン、それが江戸期に埋没しつつ茶園が形成された景観再現のゾーン、そして現在の生産茶園をそのまま残すゾーンに分け、太閤堤の築堤から現在の地場産業である宇治茶へと繋がってゆく過程を提示することとした。また観光交流施設では宇治地区の歴史のみならず、宇治茶の歴史展示と茶に関する体験ができる施設とした。この施設建設と運営にはPFIを導入

している。すなわち、民間資金と経営能力を大幅に活用する公共事業である。公共事業の民間活用の方法として国が推進する方式ではあった。いずれにしろ、地域づくり・観光振興の拠点施設建設のコンセプトの中に、太閤堤跡という遺跡の持つ歴史性を組み込んだ整備であるといえる。この「お茶と宇治のまち歴史公園」は令和3年（2021）に整備完了しオープンを迎えている。

（4）名勝と遺跡の関係（平成25年くらいから）

平成25年（2013）になると、平等院の対岸、宇治の自然景観の顔となっている東部山丘の北端部分で、丘陵を切り崩して宅地造成をする計画が持ちあがる。国宝平等院・宇治上神社をはじめ文化財が集中し、美しい自然景観とともに古くから親しまれてきた観光宇治の中心エリアの一角にあたる。宇治橋から望める川両岸の山丘は市街化調整区域であり、琵琶湖国定公園としても開発制限がかかっている場所となっているが、ちょうどこの東側の丘陵、いわゆる宇治山の北端部だけ市街化区域となる線引きとなっていた。土地の用途を線引くうえでの不適切さであり行政の責任と言うほ



図5 名勝宇治山を平等院上空より望む（宇治市提供）

かない。

この北端丘陵頂には多数の武器・武具を出土した中期大型円墳の宇治二子山古墳が存在し、制限がかかる土地に挟まれた場所で丘陵傾斜も急であるため、開発が計画されることについては余り意識してこなかった場所である。この開発計画による宇治二子山古墳の消滅は絶対に避けなければならかなったし、何よりも古来より愛でられてきた宇治山の一角が崩されれば、宇治の景観に取り返しのつかない傷を負わせることとなり、観光地宇治に大きな汚点を残すこととなるものと危惧された。

当初は宇治二子山古墳の史跡指定を目指さし、その保全を図る取り組みを進めていた。しかし二子山古墳の単独では史跡へのハードルは高く、周辺の前方後円墳などを含めた首長墓系列「宇治古墳群」としての価値化へと取り組みは進むこととなる。このような古墳保存として史跡への取り組みを行いながら、より根本的な問題として、国宝宇治上神社はじめ多くの文化財社寺あるいは遺跡がその麓に集中し、記紀に語られ宇治上神社の祭神菟道稚郎子皇子の眠る山として神聖視され、その美しさから古来より愛でられ平安貴族の歌にも詠まれてきた、宇治の歴史と文化の凝縮体としての宇治山が、これまで何の文化財的な指定もなく価値化されず、その歴史・文化的価値の保全に関しての有効な手立てを持ち合わせていないこと自体に、大きな課題があることにたどりつく。「宇治山」の名勝指定は、今こそ取り組む行政課題となってゆく。

この結果、平成30年（2018）に宇治二子山古墳とその周囲の丘陵部が史跡「宇治古墳群」の一部として指定され、宇治二子山古墳を含む山丘全体が名勝「宇治山」として指定されることとなった。これにより開発計画地全体の公有化が行われた。宇治橋から望む宇治山と宇治川は今も美しい。

4. 遺跡をどのように捉えるか

以上が、宇治市が経験してきた遺跡保護の経過である。大まかな流れは、全国の自治体が経験してきたことと、さほど変わりがあるわけではない。大きな問

題が起きたとき、どのような対応をしたかのサンプルを提示したに過ぎない。そして今も、宇治市での遺跡保護の最も大きな業務は、開発に伴う発掘調査であることに変わりはないのだろう。

以上のような経験を通して私が思うのは「遺跡をどのように護るか」の前に「遺跡とは何か」の問が、じつは最も大切であるのではないかと、ということである。答えは見つからなくとも、遺跡の持つ「時間の重層性」と「価値の多様性」に気が付ければ、伝える手立てが多様化し拡大し高質化する可能性が広がると思う。既に述べたように、一般的に「遺跡」は法的には埋蔵文化財と史跡の概念に落とし込まれ、学問的には考古学に落とし込まれている。その価値や意味、そして保護ための手立てもそこから導き出されることとなっている。そうでないと現実的な保護の俎上に上がらないからであるが、それはそれとして、「遺跡とは何か」・「なぜ護るのか」の問は、常に問われ続ける必要がある。その深化のなかで、新たな価値が発見され、遺跡観は進化し、新たな伝える手立てが生み出されてくると考えている。遺跡の未来を思うとき、その点が大切なだと考えている。